

環境審査顧問会火力部会

議事録

1. 日 時：平成25年6月4日（火）13：00～15：30

2. 場 所：経済産業省別館1階 108号会議室

3. 出席者

【顧問】

市川部会長、安達顧問、石丸顧問、植田顧問、角湯顧問、川路顧問、北林顧問、清野顧問、河野顧問、島顧問、関島顧問、中園顧問、日野顧問、藤原顧問、水野顧問、森川顧問、渡辺顧問

【経済産業省】

田所前統括環境保全審査官、磯部新統括環境保全審査官、檜福環境審査担当補佐、高取環境審査分析官、日野環境保全審査官、鈴木環境審査係 他

4. 議 題：（1）環境影響評価準備書の審査について

・中部電力株式会社 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書

① 補足説明資料、愛知県知事意見及び環境大臣意見の概要説明

② 環境影響評価準備書に係る審査書（案）の説明

（2）その他

5. 議事概要

（1）開会の辞

（2）配付資料の確認

（3）環境影響評価準備書の審査について、中部電力株式会社 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について、事務局から補足説明資料、愛知県知事意見及び環境大臣意見の概要説明を行った後、質疑応答を行った。

（4）環境影響評価準備書の審査について、中部電力株式会社 西名古屋火力発電所リフレッシュ計画環境影響評価準備書について、事務局から環境影響評価準備書に係る審査書（案）の説明を行った後、質疑応答を行った。

（5）閉会の辞

○顧問 どうもありがとうございました。

では、先ず補足説明資料に関して質疑を行いたいのですけれども、最初に一番重要な、11ページの「3 生物系に対する環境保全措置の効果の考え方（表現）」をどうするかということについて、何かご意見があれば。

○顧問 私が言い出したことだと思いますが、今まで新設のときには、影響は軽微であるという書き方をしてきたわけです。それは、生物に対する環境の影響というのは複雑な生態系の中で薄められていき、ダイレクトに影響が出てくるということは考えられないから軽微であるという言い方を許されてきたのだと思います。それと同じ考え方に立つのなら、改善をしたものがダイレクトに物事の改善につながるということはないだろうということになります。複雑系だからこそ軽微になり、逆に今度は、改善したときもそんなにはっきり出てくるものではないというのが生態系の考え方なわけです。その考え方でいくと、効果の不確実性は小さい」というような書き方はやはりまずい。もともとは「効果は確実である」だったのですが、確実ということは絶対に生物の場合には言えないことで、どうしようかと思ったのですけれども、やはり行政の中では慣習としているような文言があるということで、それといろいろと意見を交換した結果、「効果の不確実性の程度は小さい」という、こういう書き方が行政的には受け入れやすいのではないかということで話をしました。それが実情でございます。

○経産省 事務局から補足説明させていただきます。

実は、顧問の方から、先ほど言ったように、原案が「不確実性はない」とかいう断定的な表現の原文でした。それにつきまして、生態系とか生物はそんなものではないということで、顧問の方から、「確実であるとは言えない」という案も提示していただきました。非常にわかりやすい表現で採用しようかなと思ったのですけれども、発電所アセス省令というのがございまして、不確実性の程度は大きいとか小さいという表現がありましたので、こういう形にさせていただきました。

○顧問 では、あとは技術的な確認のところが多いと思いますので、全てまとめて、どこからでも構いませんので。事業者からの補足説明資料に関して、ご質問等ございましたらよろしくお願いたします。

○顧問 説明済みなのですが、補足説明資料の20ページ、飛島村公民館分館で浮遊粒子状物質の高濃度測定値の要因について調べたという内容で、下に表一1として測定値と風向・風速が載っております。私がちょっと気になったのは、風向・風速の値が名古屋

屋気象台の結果です。地図を見ますと、現地と20kmぐらい離れているんです。それで、現地は海辺に近いところですが、気象台は内陸ですね。そんなことで、大局的に見れば名古屋気象台のデータを使うという方法もあるとは思いますが、もうちょっとローカルなことを探るにはもっと近い気象データが欲しかったなという感想なのですが、観測点はないのでしょうか。

○顧問 事務局はちょっと承知していませんので、事業者側の方からご説明させていただきます。

○事業者 風向・風速を一般的に測っている気象官署、一番近い場所が名古屋気象台ということになりますので、この大気の測定期間に合わせたデータが採取できたのがここだということでご理解をお願いいたします。

○顧問 いたし方ないということで、了解しました。

○顧問 今のお答え、ここの公民館の分館というのは浮遊粒子状物質の濃度を測っているわけですが、そこで風向・風速のデータというのはないのですか。あるいは、そのほかの大気汚染の常時監視局（一般大気測定局）。気象官署はないというのは理解できますけれども。

○事業者 済みません、先ほどちょっと正確に答えをしませんで申しわけございません。中部電力環境部の者です。

気象官署とお答えしたのですけれども、実は一般大気測定局でも風向・風速等を測定している局がございますが、実はここの測定局では風向・風速を測っていないということで、一番近い風向・風速がとれるデータということで示しているということでございます。

（火力部会終了後、事業者より訂正：気象官署とお答えしたのですけれども、気象官署より近い場所の一般大気測定局で風向・風速を測定している局がございますが、その風向・風速は気象官署とほぼ同様な傾向であることを確認しております。）

○顧問 発電所にはなかったのですか。

○事業者 発電所の中は、風向・風速計が地上気象ではないものですから、今回現況調査の中で測りましたけれども、それは観測期間がこことはずれていますので、このときのデータはないということになります。

○顧問 これは高濃度が測定された4回の気象状況の参照という、そういうふうな意味だったら、本当は常時監視局は近隣に当然あるわけですから、できたらそちらの方がよか

ったなという、そんな感じですがけれども。これは風速が小さいから、そういうふうなときに高濃度になるわけですから。別にこれでも悪くはないとは思いますが

○顧問　私は2回目の現地調査に行っていないのですが、補足説明資料の54ページと57ページともに、伐採後の再生に係る確認調査の必要性の回答の中で、最後の項目で樹林帯タイプの緑地の樹種の選定が載っておりますけれども、これ自身は植木屋さんが入れているものが多く、クロマツ、シラカシの、このシラカシは本来海岸沿いでは非常に弱い木で、一度波や潮をかぶると死んでしまいますから、ここには入れるべきものではないと思います。スダジイ、アラカシ、あるいはタブノキとか、海岸に生育できる種を入れるべきです。さらに次のシャリンバイは野鳥の食餌木で高木にならない木ですから、食餌木の方に入れる方がよろしいです。それから、ウバメガシも、埋め立て地はみんな造園木として植えておりますが、ここでは成長が悪いですし、鳥が好んで食べるものでもないので、除いた方がよろしいです。この知多半島あるいは濃尾平野から続いた平地でも生育しているスダジイ、アラカシ、タブノキ等を入れられた方が森林を造りやすい。これは、54ページ、57ページともに直された方がよいと思います。

それから、ここでは生物多様性をたくさん考えていただいて大変よろしいのですが、56ページでは、緑化に当たる基本方針で「環境の保全の見地から、発電所敷地に可能な範囲で緑化する計画としています」としてありますが、ここには保全とともに防災を必ず入れる事も是非考えていただきたいことです。2番目に生物多様性への配慮が書いてありながら、防災については別に書いてありません。ただ、たしかどこかで見たのですが、排土を利用してマウンドを造るということを示しておりましたので、それは防災につながります。その上に生育するものであれば郷土種を密植することで、階層化と密植で十分防災につながっていくことだと思いますので、防災につながることを一言つけ加えていただきますと、次に続いて発電所立地を計画される方々のモデルになると思います。その点、要望と訂正をお願いします。

○経産省　前回も、防災上の観点も重要なので、原町火力とかを例としてご指摘いただきました。それを受けまして、事業者の方に確認しております。事業者としましては、そういう防災も念頭に置いて緑化をするというふう聞いております。先ほど、マウンドという話がありましたけれども、補足説明資料では47ページにちょっとうたってございます。詳細につきましては事業者の方からご説明させていただきます。ウバメガシとかスダジイ、こういったものも修正することになるかと思いますが、事業者から直接ご回答さ

せていただきます。

○顧問　　ちょっとつけ加えます。今の47ページのところに、確かに「水はげや根のはりなどに考慮し山形となるように造成する計画です」と、これは非常によいのですが、「山形とし、生物多様性を保持し、また、防災機能を有する緑地を造成する」と入れていただくともっとよくなると思いますので、是非入れていただければと思います。

○事業者　　まず、樹種でございますが、現地調査も含めて郷土種ということで今回選定をしております、先ほどの波をかぶると弱いというようなことについては、発電所の中でも当然海岸に近い緑地帯と、今回、発電所から一番中に入った部分でも緑地をまとめて構築するようなことも考えてございますので、緑地する場所に応じて、また地元種をどうやって植えていくかというのは詳細に考えていきたいと思っております。そうした中で、波をかぶる、かぶらないというところは反映をしていきたいなということで予定をしております。

それから、マウンドの件でございますが、今回緑地造成に当たっては、構内で発生する残土を盛土に使うということで、発生土量は今回準備書の中にも書いてございますけれども、それを構外に持ち出すことなくマウンドにするということで、余り大きなマウンドはちょっと期待はできないのですけれども、この発生土の中でできるマウンドを設けるということで、ある意味、今回緑地という意味では水はげがよくなる。それから、当然、水はげがよくなるように根が張るということは木もしっかりと立ちますので、津波等が来た場合もそれに耐え得るということも当然、一部貢献できるのかなとは思っておりますが、今回、津波について中央防災会議等の試算結果では、今のところ発電所の敷地の高さまでは来ないということなので、1つはそれを大前提としているということと、もう1つ、今後見直しがされれば当然それに応じた防災機能というのも反映はしていきたいと思っておりますが、1点はやはり、ここの発生土でできる範囲でやらせていただきたいということで、これは今後、詳細の工事の中でマウンド形成についてはやっていきたいなというふうに考えてございます。

実は防災という言葉を使うところで、環境アセスという中で補足説明書の中でどこまで書くかということで、我々としてもちょっとそこまで踏み込んだ書き方をしなかったというのは正直なところでございます。

○顧問　　マウンドは大変よろしいと思います。できるところまでやっていただけたら。ただ、防災の言葉ですけども、今、90年以内に、あるいはここ30年から60年以内に90%

は大地震が来ると言われているくらいですから、これからは、やはり海岸沿いに立地するということでは、ある程度の。軽減できる形という意味の防災という意味で造っていただければ。防災という言葉これから使っていただいたらと思います。

○顧問 経済産業省がアセス図書に防災まで踏み込んで書くかどうかという、その判断だと思いますが。

○経産省 緑化をするということと防災というのは、やり方次第で一挙両得というのですか、非常にすばらしい考えだと思いますので、是非、防災をイメージした緑化をしたいというのは非常によいことだと思っております。ただ、環境要因というのですか、環境基本法の中には防災というのは入っていないように記憶しております。ただ、非常に重要なことなので、同じお金をかけてものを構築するときに、最近特に防災は注目されていますので、一挙両得ということで是非事業者の方はご理解していただきたいと思っております。また、残土の話が出ましたけれども、実際にやってみないとわかりませんが、残土が出てくれば少しでも防災のイメージを出していただければ有り難いと思っております。

○顧問 私が質問した補足説明資料の21ページの環境基準の年平均相当値のところとか、それから、日平均濃度、26ページとか25ページあたりなのですけれども、ここはちょっと何か質問の答えをはぐらかされて書かれているような気がしているのです。21ページで私が聞いたのは、環境基準が0.04から0.06なので、0.06を使ってどうして0.04は使わないのですかという、そういう質問だったと思えます。それから、日平均の話は、質問そのものではなかったと思うのですけれども、極端なことを言うと、発電所寄与の濃度最大とバックグラウンド最大を足すようなこともあるのではないかというような、多分そういう意見だったと思うのですけれども。それがいいかどうかは別にして、それをしなさいということではなくて、現在のような0.06を使った長期的評価とか、その日の濃度を合わせた日平均の評価について聞きたかったので、それについてちょっとお答えをいただきたい。ここに書いてあるのは、やられていることをそのまま確認で書かれただけのことだと思うのですが。

○経産省 事業者の方、実際にこういう考え方で書いたということをちょっと整理していただいて、後で整理されて答えることはできますか。部会長、後でよろしいですか。

○顧問 火力発電所の大気の評価の方法というのは、従来長期評価に関しては0.06を使っていたという、多分そういうことだと思うのですけれども。それから、日平均に関しては、寄与濃度最大とバックグラウンド最大を足すのではなくて、特定の日に着目して評価

しているのだという、そういうやり方をとってきたということだと思えるのですが、そういう方法でやっているのだということをきちんと行ってほしかったのです。

○事業者 0.06を使うことは従来からやってきている手法だということは、ちょっとそういう書き方はしていませんでしたけれども、まさしくそのとおりでございますし、高濃度に対して寄与濃度が高いときとバックグラウンドが高いときを足すということではちょっと過大な評価になるということで、その評価をせずに今回のようなやり方をしているというのは、これまでの…。

○顧問 だから、その過大評価になるので、現実的な日を選定してというような、そういう答えを期待していたのですけれども、そうではなくて、答え方が実際にやられていることを繰り返し書かれているような感じがしたので。

○事業者 過大な評価になるということは、まさしくそういうことなので、我々の言葉が不足していたということになるかと思っています。

○顧問 この補足説明資料というのは、このままずっと残るのですか。

○経産省 はい、残ります。

○顧問 ということは、20ページですけども、先ほどの、これは細かいことなのですけれども、一番下の「飛島村聞き取り調査結果」の表現は変で、データは明らかに公民館からもらったデータを使っているだけだから、この「聞き取り調査」というのは用語がそぐわないですね。普通、聞き取り調査は相対的なものだから、それがどうしてこの3月7日がこんなに重要なのかという、ここは意味ないんですね。この「聞き取り調査」って変でしょう。

○経産省 事業者の方、ちょっと確認させてください。これは出典そのものではないですよ。事業者が加工されたということですか。聞き取り調査結果と年報をもとに作成したということよろしいですか。だとすれば、ちょっと修正させていただきます。

○事業者 ありがとうございます。公表されているデータがないということで、実際に飛島村公民館分館の測定局のデータを聞き取りに行ってきたということで、こういう表現をさせていただいているということです。

○顧問 補足説明資料の41ページのスナメリの件なのですけれども、この前、説明をいただきました。それで、内容は大体理解しているつもりなのですけれども、この表現が、11行の中に「生息」という言葉と「出現」という言葉と「利用」という言葉が出てくるのですね。これはそれぞれちょっと生物学的には意味が違いますので、ここでやられたのは

出現を見たというのが本当ではないかなと思いますので、そのとおりにされる必要はありませんけれども、ちょっとご検討して、誤解がないように少し整理をされた方がよいのではないかなと思います。今すぐ校正するのは大変ですので、時間があれば校正して、もう少し読みやすい文章にしていきたい。

○経産省 わかりました。検討して、よりよい表現に工夫させていただきます。

○顧問 補足説明資料の52ページ、53ページのハヤブサの餌動物ということで、大変念入りに観察されて感心したのですけれども、私、現地調査に行っていないのでちょっと勘違いしているかもしれませんが、例えば53ページの凡例の中で1から8までずっと鳥の名前が並んでいるのですが、9番で昆虫とありますね。これは非常に私は興味があるのだけれども、ハヤブサが昆虫をつかまえているところをよく見たなと思うのですが、まずこの昆虫というのは何なのでしょうかというのが1つ。

それから、不明種がこれだけ多いのですが、昆虫が出てきたということになると、鳥で不明種なのか、昆虫で不明種なのかというのがわからなくなってくる。これはどちらをとるかによって随分解釈が違ってくるので、その辺を1つお聞きしたいなということがあります。

それから、先ほど緑化の話が出てきましたけれども、確かに多様性という観点から緑化というのは非常に大事なことだと私も思います。ただ、今回ハヤブサの餌動物ということから考えると、ドバトが多いということになる。ご承知のように、ドバトの数というのは緑化面積とは反比例になります、すなわち緑化していないところの方がドバトが多いという話になりますので、鳥の多様性を守るのであれば緑化すればよいというような、そういう緑化という考えによるエクスキューズが全てに当てはまらないということはちょっと考えておいていただいた方がよいかなという感じがします。

○事業者 まず、ドバトの件でございますけれども、ドバトについては、周りが工場地帯ということで、そういうところもドバトの生息地という意味では発電所に寄与している。

○顧問 ドバトはもう大体、ここだったらいるところだということはわかっていると思うので、ただ、緑化することによってドバトの生息範囲が狭まれたという話もあるよということだけ。これは単なるコメントです。

○事業者 承知いたしました。緑地については、既存の緑地と同程度整備するというところで今考えてございます。

それから、不明種…

ハヤブサのえさ動物が不明種とは、調査したものが小さいので不明だったということなのですが、昆虫だったということが確認できたものは昆虫として評価をしておるのですけれども、小さくて不明であったということで。

○顧問 昆虫が多いということですか。

○事業者 昆虫が多いかどうかはわからないということです。餌をくわえているということで。

○顧問 通常はハヤブサだったら餌動物は鳥だと思うのだけれども、ここで昆虫をとったというのがよく見えたなと思って感心しただけの話で、昆虫というのは何だろうと。鳥ぐらいの大きさの昆虫というのはめったにいませんので、すごいなと思ったのですけれども。

○事業者 53ページの図を見ていただいて、9番の昆虫という表記の場所ですけれども、線が仕切っている場所が今回の対象事業実施区域でございまして、ここが発電所の中でございます。観測はこの発電所の中で行っておりまして、9番というのを見ていただくと、発電所に比較的近い場所だったので昆虫だということが確認できたということで書いてあるということです。

○顧問 例えば昆虫というのは何だろうなど。

○事業者 昆虫の種類ですか。

○顧問 はい。いわゆる草地か何かに。それとも何か、工場敷地か何かで虫をつかまえたなという感じですか。

○事業者 ちょっと今、手元にないので、申しわけございません。

○顧問 では、これはわかれば回答していただくということでよろしいですか。

県知事意見と環境大臣意見について何かご質問がございましたら。——よろしいですか。

では、次の経済産業省の審査書（案）の説明をよろしく願いいたします。

②環境影響評価準備書に係る審査書（案）の説明

○顧問 只今の審査書（案）の説明について、ご意見、ご質問を。

○顧問 1点は重箱の隅をつつくようなことなのではございますけれども、35ページの水の濁りのところなのではございますけれども、表現が、多分口が滑ったとは思いますが、水の濁りの主な環境保全措置で、「80mg/L以下に処理し」とあります。結びが「排水量を低減する」と、「量」

に変わってしまっているのですよね。薄めて出せば幾らでもよいととれる文章なので、まずいのではないかと。濃度を言っていて量を低減するというふうにはいかないはずなので、ちょっと変ですよ。

○経産省 35ページで、(2)の水の濁りの丸のところ、ぽつが2つありまして、1つ目は今ご指摘がありました「自主管理値として80mg/L以下に処理し、仮設排水口から海域へ排出する」。その次の丸ぽつが工事排水となります。

○顧問 工事排水になるからよいということですか。

○経産省 はい、そういう理解だったのです。

○顧問 あと気になったのは、これは科学論文にはないのですけれども、予測結果は全部表だけなのです。要するに、普通我々は結果のところに文章が何もないと、表だけだめよと。評価結果で予測結果のことは触れているのですけれども、全てがある意味では予測結果が表だけなのです。確かに長くなるから問題はあるにしても、それで許せるのは、現状の数値があつてという表なら評価結果を見ながら何とか読み取れるのですけれども、しかし、予測結果が文章化されていないのでぴんとこないのが結構ある。ですから、言ったように、現状と予測がある分については何とかなるのですけれども、例えば53ページの温室効果ガスなのですけれども、主な環境保全措置が書いてあつて、予測結果が書いてあつて、実行可能な範囲で低減と言うのですけれども、何で実行可能なことなのかと。というのは、こういうときは、難しいにしても、この主な環境保全措置、乗り合いを徹底しなかったらどれくらいかですよ。急発進、急加速しなかったらどれくらいあつて、その努力が、これをやればこうなるというふうにしていないと、別にこれは、ただ計算したら低減されているということになりますか。普通は、せめて何もしなかったときの予測値はこれで、それでこれだけ努力すればこれだというのが普通なのですよね。だから、こういう現状の数値がない場合、何かどうかなと思うのですが。

○経産省 従来からこういう形で来ています。これをやらなかったらどれくらいの数字になるかというのは試算しようと思えばできるかと思えますけれども、やはり環境保全措置ということで、できるところを全てやります。それで、その結果としてこれくらいになりますということで、これはだから実行可能な範囲内で低減しているということです。

○顧問 だから、後ろの方の実行可能な範囲も結構予測で計算しているのだから、大まかには出るはずなのですよね。説明している時に比べるものがないのはまずい。これは前もそうだったと言うけれども、これからはやはりそうしないとまずいのではないかと。

○経産省 事業者の方には手持ちとしてそういう細かいデータはお持ちでしょうか。

○事業者 あくまでも環境保全措置をとってこうなりますという予測をまずやって、それでどうかという評価をしますので、環境保全措置をとらない場合の予測は行っておりません。

○経産省 主な影響ですとか、主な保全措置の効果を測るようなデータというのはあるのですか。全てはやっていないと思いますが、大きな効果のある保全措置をやるとこれだけ低減しますというデータというのはあるのでしょうか。

○事業者 例えば、通勤で乗用車1台に1人で来るのとワゴン車で10人乗ってくるのではやはり台数が違いますので、そういう台数は当然計算しようと思えばできますけれども、あくまでも例えば通勤については乗り合いで行くということで台数を設定しているということで、計算していないということです。

○顧問 だから、この全工事期間で計算できるということは積算基礎があるわけだから、簡単に出るはず。細かいきちんとした数字ではなくて、これくらいは下がるという目標値を出さないと。今後への提案でも構いませんけれども。

○顧問 それと、準備書、評価書の書き方のところと審査書の書き方のところ、両方あるのですけれども、審査書はこの表だけでよいのかという、何か…。

○顧問 全体にかかわってきてしまいますけれどもね。

○顧問 ええ。そこはやはり経済産業省の方で判断いただいた方が。

○経産省 大変申しわけないのですけれども、現状は、今までお話ししましたように、工事関係であれば工事車両が工事期間中どの時点でピークになるのかをある程度予想して、その時点での工事車両の台数をもとにして、ここに書いているようなものを出すことになっております。これが現状でございます。環境アセスというのは、大気も、景観の分野もそうなのですけれども、絶えず進化をしておりますので、別の分野でも宿題をいただいております。非常によいことなので、私ども事務局としてはよりよい、わかりやすい審査書を目指しており、貴重な意見として承っております。ありがとうございました。

○顧問 先ほどの予測結果の書き方は、全部表だけになってしまっているのですけれども。

○経産省 顧問ご存じだと思いますが、以前はこの予測結果を文言で書いてありました。今ですとやはり分科会を開いていないというところもありまして、また、文言ですという意見を出していただいて、それがこう直せとかいう話になりまして、結局、それより

も予測結果でこういう表というのが非常にわかりやすいというところではないかなと思います。それで最近はこの表方式を用いてきているような状況であります。

○顧問　　ちょっとついでにですけれども、この審査書というのは独立するわけですね。表もそうなのですけれども、図をところどころ見ていると、準備書の図を参照にしてくださいというのが。例えば、大気のところなんかだと、どこかにありました。

○経産省　　予測地点とかいうものですね。

○顧問　　例えば、これは騒音ですけれども、審査書の58ページの表の下に、最大地点を三角で書いて、これは準備書の620ページを見なさいというふうになっているのですけれども、この審査書自身が独立した形で出るのであれば、先ほどの意見のように、表には文章を入れるというのと、図の引用はの中で完結するような形で引用する、載せるということも今後検討していただけたらと思うのです。

○経産省　　今の顧問のコメントなのですけれども、実は、この審査書の冒頭の「はじめに」のところまでにじませております。要は、準備書をもとにして審査をした旨を中ほどに、本審査書は事業者から届出された準備書について審査の結果を取りまとめたものであると記載しております。ここが、「もとに」とかいう言葉でしたらもっとすっきりしてよろしいのかなと思います。

それから、なお書きで、環境審査要領及び審査指針に照らして、審査の過程では環境審査顧問会の意見とともに、準備書についての地元の周知に関して事業者から報告のあった地元住民意見及び事業者見解並びに最後に補足説明資料の内容を踏まえて行った旨が記載しております。「準備書をもとに」とか「準備書を受けて」とか書けばよろしいのでしょうか、今のところこういう形になっております。

それで、私どもとしてはこの審査書で完結したいのですけれども、データが物すごく大きいということと、一般の方や専門の方も見られます。そういった意味からすると、やはり正確性を期することも大事と思っております。このため、事業者が届出されました準備書に戻れるようにした方がよろしいのかなという形でこのような表現をさせていただきました。過去のものを見ますと、完結しているものもありますがそうしますと、地点名を①とか、地点名「何々学校」とか「何々小学校」というのがある場合は、それを説明するのに、「発電所から北10km」とか「近傍」とか、そういう枕言葉をつけて工夫した例がございます。しかしながら、今回は迅速化というお話もありますので、このように、やはり審査書と準備書は一体であるという考えのもとにこういう表現をさせていただきました。

ちなみに、午前中、風力部会を行いましたけれども、風力部会では審査案件がたくさんあるということで、審査の進め方を合理化しております。その審査書（案）の中に、明確に「この審査書は、事業者から届出があった準備書または方法書をもとに作成した」旨記載させていただいております。したがって、今後事務局としては、審査書と準備書、さらには、補足説明資料、こういったものを一体としてトータルで見たいなと思っております。

○顧問　では、準備書と審査書は一体だということで、こういう書き方らしいですので、ご了解ください。

○顧問　今まで多分、この火力のアセスでは、工事自体の運搬とか建設機械の稼働の温室効果ガスの削減というのは項目がなかったのです。だから多分入れない方がよかった。これは努力目標なのです、だから、数字であらわさないで、こういうことをやります、低減しますと書いた。この数字を出してしまうから議論になってしまうのだと思う。本来は、非常に真面目にやったのだと思うのですけれども。

○顧問　僕も顧問のおっしゃるとおりだと思うのです。今までこういうふうな評価はなかったですね。これはむしろ経産大臣の審査書として、この工事に係るCO₂の排出量について云々するということが自身がおかしいと思います。稼働中のCO₂の排出量については非常に意味があるわけですが、工事のときのCO₂の排出量などを、これは準備書にはそういうふうな項目で書いてあるとしても、大臣の審査意見としては書かない方が僕はむしろよいのではないかと思います。余分なんですよ。こんなのは無視できるぐらい小さいから。

○経産省　これは県知事意見を踏まえて評価項目を追加したものです。

○経産省　ちょっと補足説明させていただきます。

補足説明資料の29ページをご覧いただきたいと思います。28、29ページでもよいのですが、例えば、28ページをご覧いただきますと、表の一番下に温室効果ガス、二酸化炭素がございます。それで、工事の実施のところがゴシックで「○」となっております。通常であれば、今までの発電所アセスの別表5ですと、運転開始、施設の稼働側に「○」がついておりますが工事中の実施については「○」がついておりません。即ち、工事の実施については参考項目になっておりません。しかしながら、この西名古屋の地点におきましては、注書きの2ぽつ、「○」は飛島村の対象実施区域から環境影響項目として選定したものであるということで、愛知県知事意見に基づいてやらざるを得ないということでございま

す。それから、同じように29ページ、知多市でございますけれども、同じように温室効果ガスの工事中の実施に「○」がゴシックで2つ書いてあります。これも同じように愛知県知事意見に基づいてやることになったということでございます。したがって、国の評価書については、場合によるとうす少しトーンダウンしてもよいのかなというところがございます。

国の審査書をどうするかということですが、基準は準備書をベースに審査した方がよりわかりやすいのではなからうかということでのこのような形にさせていただいております。

○顧問 大変よくわかりました。それで、今、知事意見という形ですけれども、今の説明、審査書の一番最初には、一番最後のところにこの審査書をどうして作ったかというのがあって、顧問会の意見を聞くということと、地元住民等への周知に関して、報告のあったものについて見解を配慮しつつとありますね。ここに愛知県知事と環境省からの意見が出ていますが、この意見が審査書にどう反映されているかということはどこにもないのですね。要するに、それは今回とは関係ないのだということなのか、それともこの審査書ではこの知事意見と環境大臣の意見はどこかにきちんと反映されているのか、そのどちらかをはっきりさせていただきたい。以前はたしか、その意見に対してどういうふうに取り扱ったかというのがあったように思ったのですけれども。

済みません、もう1点だけちょっと一緒に言わせていただければ。これは別のことなのですが、補足説明資料、これは事業者さんの方にちょっとお願いしたいのですけれども、関係はないのですけれども、質問項目が物すごく簡単に書かれているので、何を質問したかというのが全くわからないのです。ということは、先ほど部会長からもありましたけれども、これに対する回答がこれでよいのかどうかというのも、これを見ただけでは見当がつかないです。要するに、もう少し詳しく質問しているはずなんですよ。この面はどういうことでこのことについて説明したというのがあって、それに対する回答がないんですよ。だから、この審査書の中にもそのまま日平均値のバックグラウンドがそのまま使われていますでしょう。でも、それがなぜそうなっているのかという理由は全くわからない形になっているので、顧問会としてこれを追認してしまっただけでは、決して納得できないという感じはするのです。

○顧問 2つ目は、今後事業者さんに是非お願いしたいということによろしいですね。

では、前半の、環境省さんと県知事意見の反映の話をお願いします。

○経産省 まず、県知事意見でございますけれども、これについては、この審査書案に

は書いてございませんが、この後、事務方の決裁の中で、この審査書案と知事意見を添付して、内部手続に入ります。過去、顧問会においては、知事意見に対してどのように環境保全の観点で採用するかしないかというケースも出しております。環境大臣意見については、2回目の顧問会のタイミングに間に合いませんので、要は、知事意見が出た後すぐ開催しておりました関係で環境大臣意見がちょっと遅れるわけでございます。大体45日ぐらい審査時間がかかるわけなので、顧問会はそれまで待てない。したがって、環境大臣意見については経産省の方で事務的に採用するかしないか、審査をしております。

もうちょっと補足しますと、今までは顧問会で議論して経産省としてこういう審査書ができます。これで経産省の意見はこうですよということが固まりますので、それをもって経産大臣から環境大臣に意見照会をいたします。

今後、冒頭申し上げましたようにアセスの迅速化という動きがございます。環境審査顧問のご協力に基づきましてスピーディーな対応ができるということ、それから当省をはじめ、関係地方自治体、環境省ともにできる限り迅速にやるということで、審査を早目にスタートするということが合意形成されております。具体的には、本日も審議いただいたように、顧問会の場で知事意見と環境省の意見の内容が提示されますので、環境保全という観点でご意見をいただきたいと思っております。当然、行政の施策というところもあると思っておりますが、そこについては我々事務局が責任を持って判断するわけですが、環境保全上の観点、学術的な観点、専門分野的な観点からご意見をいただければ、それを事務局が慎重に参酌して勧告の方に反映するという流れでございます。したがって、顧問がおっしゃられたように、このところは今回もう少し明確に書く方がよいのかなという気もいたします。

○顧問　今回は環境大臣意見と知事意見は入っていないということですね。今後は入れる可能性があるということらしいです。

○顧問　今後も入らないの。

○経産省　現状を申し上げますと、知事意見は入れるのかなと思っております。環境大臣意見については非常に施策的なところもありますので、ちょっとグレーゾーンです。ただ、環境保全という専門的な分野からのご助言などは、私ども行政的なサイドから採用するかしないか、又は勧告文を修正するかしないか、そういったところは私どもの責任で対応したいと思っております。

○顧問　そうすると、先ほどの工事中のCO₂の件は、かつてであれば顧問会では、こ

れは取り入れたか取り入れないという表になっていましたね。今回もし、向こうから工事中も評価せよと言われたけれども、こういう事情で取り上げなかったとしてしまえば先ほどの話になるわけですね。だから、その取捨選択については、もう取り入れると決めたわけですね。だったら、先ほど言ったように何もしなかったらという数値が要るでしょうになってしまう。

○経産省 方法書の段階でそういう意見をいただき、それを反映して事業者がそれを選定して採用しました。それで準備書が出てきましたということです。

○顧問 方法書の段階の顧問会のときに比較をしなさいという意見を出さないといけなかった。

○顧問 審査書（案）の内容で、50ページの一番下の行なのですが、ハヤブサに関して、現地調査では「対象事業実施区域外でのみ採餌行動を確認したが」と書いてあります。しかし、補足説明資料を見ますと、53ページなのですが、この図の中では、なぜか対象事業実施区域内で採餌行動が見られているのです。だから、準備書の段階では対象事業実施区域外でのみ見られたというのだけでも、この審査書（案）の中に補足説明資料まで勘案して入れるかどうかという話になります。

○経産省 ありがとうございます。ご指摘のとおりですので、審査書の方を修正させていただきます。

○顧問 同じようなことですが、審査書の37ページで、2つ目の黒ぼつ、「樹林帯タイプの緑地の樹種の選定に当たっては、周辺環境に適合した郷土種」と書いてありまして、周辺環境を必死になって今調べてみたのですが、要約書の8ページ、9ページの写真を見る限り、何も緑地がないのです。緑地がないのに、それに「適合した郷土種」ということ自体が、やはり書くのはおかしいのではないかと。これは前にもどこかの審査のときに、「周辺環境に適合した」という言葉をよく使われたのですが、大体周辺環境は劣悪な環境ですから、「工場立地に適合した」というふうに直さないとおかしいと思います。もう周辺に緑地がたくさんあるといっても、例えば知多市、東海市などでは新日鉄さんが緑地を非常によく造っているのですが、当時は苗木がなかったので、クスノキ林を造ってしまったのです。これが適合したのではなくて造ったものですから、やはりそういう悪いものもみんな含めて「適合した」というのは、その工場立地に適合していなければおかしいと思うのです。周りに合わせて悪くなる可能性も大きいですし。それは直していただきたいですし、また、先ほど補足説明資料で指摘したものにあわせてこ

ちらも直していただければと思います。

○経産省 ありがとうございます。食餌木の名称については修正させていただきます。

ちなみに、工場立地に適した云々というところについては準備書の方にも記載されておりますので、もし事業者の方で何か情報をお持ちであればちょっと紹介いただきたいのですが、ちょっと時間がかかりそうなので、進行をお願いします。

○顧問 では、ほかに。

○顧問 審査書の67ページですけれども、海生動物の予測結果のところですが、上から2つ目の欄の潮間帯生物（動物）の2行目後半のところから、「取水設備及び荷揚棧橋の設置に伴い新たな生息域が出現する」と、積極的な評価をされていると思うのですが、これは希望的観測。護岸ができるということは確かだと思うのですが、そこが生息場になるかどうか、同等な機能を持っているかどうか、そういったことはまだこの範囲では評価できないと思います。今述べたところは、取るか、もしくは、書くとしても「生息域」を「護岸」という言葉に変えた方が正確な評価になるだろうと思います。

その下の底生生物の2行目のところにも、「既設整備の撤去後には同等の生息基盤が回復する」と。これは回復するかもしれないし、しないかもしれないし、これもやはりまだ希望的観測なので、評価としてはこの部分がなくても両方とも十分評価できると思いますので、取る方向でお考えになられたらいかかかと思えます。

まだこの一般的な方はよいのですが、この次のページの希少生物のところでも同じ表現になっているので、希少生物の環境というのは復活させるのはそんなに簡単ではないというのが一般的な理解ですので、そのあたりを含めてご検討をお願いいたします。

○経産省 ありがとうございます。削除する方向で検討させていただきます。

○顧問 準備書の方も当然かかりますね。

○経産省 はい。事業者の方でちょっとご検討いただいて、もし回答できるようであれば、先ほどの件と一緒にあわせて回答していただければと思います。

○事業者 先ほどの樹木の件でございますが、この写真に写っている場所、本当に発電所の近傍ということだけではなくて、伊勢湾奥に発電所がありますので、周辺ということではもう少し広い範囲を含めて植生を考慮して選定しているということで、あとは今発電所にある樹木ということから選定をしておりますので、ぱっと写真を見て緑地がないとおっしゃられることはまさしくそのとおりなのですが、もう少し広い範囲で選定しているということをご理解いただければなと思います。

○顧問 飛島村の場合などは、周辺といってもほとんどなかった。野鳥公園まで行けば植栽したものがたくさんあるのですけれども、本来の緑は埋め立て地なのでなかったのです。それから、知多の方は丘陵地まで行けばあるのですけれども、あとは工場緑地が東海市とか知多市の方に入ってしまう。周辺といってもそれだけ離れていますから、やはり「本工場立地に適した」と言えば、その周辺からもあわせて適したものを選んだということになるので。以前にも一度問題になったのです。「周辺環境に適した」「合った」というような書き方をするとどうもそぐわない。そういう意味で、「本工場に適した」と言った方が合います。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 この場合ほとんど問題になるような影響は出てこないと思いますが、将来の方向性としてミティゲーションとかそういった概念が出てくると思うのですけれども、そういった場合に、ここに書かれたような新しい生息場ができるからそれを使えるとか、そういう評価ができるような、そういうのは将来課題として考えていただければと思っております。これはコメントですが。

○顧問 では、先ほどの海生生物のご意見に対して回答をお願いします。

○事業者 削除して評価として成り立つということであれば、ここまで踏み込まなくてもということも考えますので、我々としては当然、今と同じような護岸なり、そういうものは構築されるので、同じような生態系の生息の場となるという考えのものでこのような書き方をさせていただいたのですけれども、影響として、それがどうのこうのというほど大きくないということであれば削除も可能かなと思っております。ただ、審査書で削除しても構わないということであれば…。

○顧問 経産省は削除する方向と先ほど答えられたので。

○事業者 であれば、評価書のときに削除することは可能かと思っております。

○顧問 こう書いて、これのバックデータをきちんと準備書の中で示すことができればよいと思うのですけれども、まだなかなかそこまでは難しいかなと思っておりますので、まだ評価書に書くにはちょっと早いかなと、そういうふうに感じております。

○事業者 ありがとうございます。

○顧問 経産省もそれでよろしいですね。

○経産省 はい。

○顧問 この会議の最初に、効果の不確実性という話がありました。この問題はそれと

絡むのではないですか。これは海域に生息する動物だけでも、最初におっしゃった生態系への影響という場合の書きっぷりとを統一する話ではなかったかなと思います。

○顧問 最初の話は環境保全措置の確実性の話だったので、ここは影響予測の方ですね。だから、ちょっと違うのですけれども。

○顧問 ちょっと言い過ぎだとそういうふうにおっしゃっているわけですがけれども。

○顧問 少し言い過ぎではないかということで、削除する方向でご検討いただくということで。了解しました。これが予測できれば本当にこれにこしたことはないのですけれども、まだここまでなかなか言いづらいので、確定的なことはまだ言えないだろうと。

○顧問 経産省も事業者も削除ということで言われていますので、それでよろしいですね。

○顧問 それほど重要なことではないかもしれませんが、審査書の56ページに施設の稼働に伴う窒素酸化物についての評価結果がありますが、54ページから55ページに表がありまして、名古屋市の環境目標値が示されています。この56ページの評価結果によりますと、その環境目標値は上回っているけれども、環境基準に適合しているから問題ないのだというふうな書き方ではありますが、愛知県知事や名古屋市長の意見を見ますと、二酸化窒素濃度が高いことについてのご指摘もあります。名古屋市の環境目標値についてどういうふうな評価をしているのかがこの56ページの記載からは読み取れないのですけれども。

○経産省 現状でも環境目標値を超えています。評価としては目標値を超えていますけれども、環境基準を満たしますというところでもあります。寄与率で見させていただきますと、非常に小さいというところもあります。

○顧問 おっしゃることはわかりますし、現状でも超えているわけですから。ただ、この評価結果のところでは寄与率が非常に小さいというようなことがもう少し明確にわかるような記載をされた方がよいのではないかなという意見です。

○顧問 現状超えていて寄与率が低いということを二言三言ここに入れていただければよいということですね。

○経産省 例えば、数値を寄与率0.01ですか、括弧書きで書くとか。

○顧問 0.01まで入れなくてもよいと思うのですけれども、現状は超えていて寄与率が低いという言葉が入っていればよいのではないかと。

○経産省 ありがとうございます。そのようにいたします。

それと、先ほど指摘のあった審査書67ページの件なのですけれども、ちょっと補足説明

資料をもう一度丁寧に読みましたところ、海生生物が復活するとかそういう表現は書いて
ごさいません。単純にこういう保全措置をするので影響は少ないという評価になっており
ますので、先ほどの不確実性の議論には影響ないということを確認いたしました。具体的
には補足説明資料の13ページを見ていただきますと、海生生物関係ですが、措置の効果と
いうことで、「栈橋は、海底の設置面積が小さく海域を分断しない杭式ドルフィン形式を
採用することで、動物の生息環境への影響を低減できる」という表現になっておりますの
で、問題ないというふうに考えております。

○顧問 景観の点ですが、大変よく解析されているのではないかと思います。

それに関連して、2点ほどお尋ねしたい点がございます。

まず、1点は、補足説明資料の6ページのフェリー航路からの眺望景観でございますが、
煙突の垂直見込角は5度ということでございますね。水平見込角は、ページ1で約35度と
いうふうに記されています。水平角の外観の範囲というのは、ここで拝見するこの緑で縁
取られた範囲と見てよろしいですか。

○事業者 今、顧問のおっしゃられるとおり、緑地も含めた水平の見込角ですので、緑
地の全体で35度ということですよ。

○顧問 そうですね。緑地の広がり度で35度ということになり、

そこからはみ出す部分というのはそれほどないわけですよ。

○事業者 このモニターにありとおり、海からの景観であればこの範囲が見える
ということになります。

○顧問 そうすると、この緑が、統一感ある工場景観を形成する上で大きく寄与して
いるということが、効果的に示されているように思えます。大変結構な図と存じます。こ
こでは、既存景観の保全以上の「保全」がなされていくものと期待されます。

2点目です。審査書の36ページ、37ページですが、緑が生物の多様性、動物の多様性
に寄与するのだという記述がございますが、そのためにはまず、新たに整備する緑地によ
ってまとまった面積の緑地を確保する策を講じる必要があるということですね。

次に、「新たに整備する緑地のうち、樹林帯タイプの緑地は、高木と低木の階層構造と
し、動物の生息基盤の創出を図る」とありますが、ここでは、高木と低木の階層構造とし
て「豊かな樹林の形成を図る」というふうな内容にして、その次の「樹種の選定に当たっ
ては…動物の生息環境の形成に資する…」というような流れにさせていただけるとストー
リーとしてわかりやすいのではないかと存じます。新たな緑地にまとまった面積を持たせ、

豊かな樹林を形成させる。そうすることで、その豊かな樹林が動物の豊かな生息環境を保証してくれるのだと、こういうふうなおつもりでございましょうか。ということをお尋ねしたい。

○顧問 審査書の方はそういう流れでよろしいですか。

○経産省 まず、保全措置ですので、事業者の方から考え方を説明していただきまして、それが今の顧問の指摘のとおりであれば、それをより明確にあらわす意味で修正したいと思っております。事業者の方、お考えをちょっと紹介していただけますでしょうか。

○事業者 まさしく樹林のような構造を造るということで、高木、低木を植えるという考え方に立っておりますし、樹種によっては食餌木を採用するという点も含めて生息環境を造るために選定しているということでございます。

○経産省 それでは、ご指摘のとおりですので、審査書の方も修正させていただきます。

○顧問 今後のことでちょっと言いたいことが1つありまして、例えば審査書の41ページを見ていただくと、産業廃棄物の予測結果がありまして、ここで「約」と書いてあって、30万3,710とか、非常に細かいものになっています。これも当然予測結果で、交通量の予測結果とほとんど同じことですよ。ですから、ここでなぜ「約」をつけるのか。気持ちはわかるんですよ。余り正確なものは予測できないということがあるので「約」をつけていると思うのですけれども、今後は「工事の実施に伴い発生する産業廃棄物の種類及び量」の予測結果として全部「約」をとってしまった方がずっとすっきりするのではないかと。もうほとんど全部の数字が予測結果で、誤差を含んでいるわけですから、ここだけ何で「約」をつけておくのか疑問です。

その次のページの評価結果のところも、これは当然表の中で「約」がついて、47万9,765 tにも「約」がついています。何で産業廃棄物だけ「約」がつくのかという問題がありますので、今後もしできれば、この準備書の中で全て「約」を取ってしまっただけで、どうせ予測結果に違いはないので、誤差があるのは当たり前なので、全て「約」をとった表現にしてはどうかということをお願いしたいと思います。

以上です。

○経産省 ありがとうございます。確かにご指摘のとおりのところもございます。1桁のところもあれば4桁のところもございますので、準備書との整合性を図って今審査書を作っておりますので、それによって。

○顧問　これはこれで構わないので。しょうがないですから。

○経産省　ありがとうございます。では、今後の課題ということで検討させていただきます。

○顧問　では、済みません、大分時間も30分ばかり過ぎてしまったのですが、よろしいでしょうか。ちょっと分科会等を開いていない分、ここで意見が出てきても仕方がないなという気はしているのですが、よろしいでしょうか。

では、これで準備書の審査については終了いたしまして、その他の議題ということで、経済産業省さんの方から何かございましたらお願いいたします。

○経産省　どうもありがとうございました。

本日、顧問の方からいただきました貴重なご意見につきましては、早速審査書の方に反映させていただきます。

本日は活発なご意見をいただき、どうも大変ありがとうございました。

これをもちまして火力部会を終了とさせていただきます。ありがとうございました。

——了——